

指名停止措置を行いました

～贈賄～

北海道開発局は、北悠建設株式会社の代表取締役が贈賄容疑で逮捕されたことから、指名停止3か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第3号イに該当）

北悠建設株式会社の代表取締役は、余市町発注の建物解体工事をめぐり、余市町役場職員に対し約40万円相当の商品券を渡した疑いにより、令和5年11月18日に贈賄容疑で北海道警察に逮捕されたことから、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
北悠建設株式会社	余市郡余市町大川町14-18-25

2. 指名停止措置期間：令和5年11月30日～令和6年2月28日（3か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第3号イ

措置要件	期間
（贈賄） 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 五十嵐 輝（内線 5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 中本 敦浩（内線 5482）

事業振興部 工事管理課 上席専門官 沼下 義輝（内線 5499）

